

令和6年度国民健康保険税

7月11日(木)に納税通知書を発送します



国民健康保険税は、被保険者などの令和5年中の所得に基づき計算します。納税通知書で課税の内容を確認してください。

世帯主に課税

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に、世帯主自身の加入の有無にかかわらず課税します。税額は加入者の所得などで計算します。

第1期の納期限は7月31日(水)

国民健康保険税の納期は8期に分かれています。各納期限までに納めてください。納付方法や納期限は通知書で確認してください。

納付書／通知に同封の納付書で、指定の金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

口座振替／各納期限に指定の口座から引き落とします。新たに口座振替を希望する人は、納税通知書の最終ページにある口座振替依頼書に必要事項を記入・押

印し、税務課または金融機関へ提出してください。**年金特徴**／年金から天引きされます。

スマホアプリ・クレジットカードなどでの納付／スマホアプリや地方税お支払いサイトでeL-QRやeL番号を利用した納付ができます。クレジットカードや一部のスマホ決済での納付は、納付金額に応じて別途システム利用料が必要です。納付方法や注意事項は市公式ウェブサイト又は地方税お支払いサイトを確認してください。

国保税の納付に困ったときは相談を

納期限までの納付が困難な場合は、税務課管理納税係まで相談してください。

課税の内容について ☎ 税務課 市民税係 995-1810

納付の相談について ☎ 税務課 管理納税係 995-1811

令和6年度介護保険料

7月から普通徴収が始まります



介護保険は40歳以上の人が入会して介護保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを費用の一部負担で利用できる仕組みです。

保険料の納め方

①第1号被保険者（65歳以上の人）

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。必ず支払い方法を確認してください。

●特別徴収

年金の定期払い（年6回）から保険料が天引きされます。

☑ 年金が年額18万円以上の人

●普通徴収

納付書を使用し、指定（代理）金融機関または、コンビニエンスストア、スマホ決済で納付するか、口座振替で納付してください。

☑ 年金が年額18万円未満の人

☑ 65歳になったばかりの人や転入した人、2月に年

金天引きが行われなかった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

②第2号被保険者（40歳～65歳未満の人）

加入している医療保険料と合わせて徴収されているため、介護保険料の通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられなくなる場合があります。

保険料の減免

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。詳しくは介護保険課へ問い合わせてください。

☎ 介護保険課 995-1821